

公園のアダプトプログラム

地域のみなさまによる、アダプトプログラムの公園保全活動は、子どもたちが安心して遊ぶことができるなど、地域の環境向上にもつながっております。

市としても、みなさまとともに今後とも、公園の環境形成の向上に努めていきたいと考えております。



アダプト・プログラムの看板

1. 公園のアダプトプログラムとは？

公園のアダプトプログラムとは、自治会や高齢者クラブなどの団体のみなさまに、身近な公園の里親として、清掃などの美化活動にご協力を頂き、行政が活動を支援する仕組みです。

ボランティアとの違いは、活動場所を固定化（アダプトとは養子縁組の意味です。）していることです。

※ご協力いただいている公園には上記の看板を設置しています。

2. みなさまが行う主な作業

「公園の清掃」、「トイレの清掃※」、「異常などの報告」になります。

※トイレの清掃はご協力いただける場合のみ

3. 作業のボリューム

公園が良好に保全されている状態を確保願います。

- ・公園清掃の目安は月2回程度、出来ましたら週1回程度です。
- ・トイレの清掃回数の目安（協力いただいた場合）は、週3回程度です。

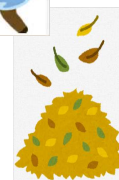
4. 作業の内容

（1）ごみ、落ち葉などの植物、犬猫の糞などの除去

砂場内にガラスの破片等がある場合がありますので注意願います。
市でお配りする公共ごみ袋※に入れ、「可燃」「不燃」「危険」に分け、
収集日にゴミステーションに出してください。

なお、基本的に公園指定管理者による清掃活動は行いませんが、
大量の落ち葉等でお困りの際はご相談ください。

※公共ゴミ袋は年度初めにお配りしますが、無くなった場合は市に連絡願います。



（2）汚れ・落書きの除去

トイレ、ベンチ、遊具（滑り台など）などの汚れのふき取りを願います。

（3）危険な場所や施設の破損の発見・連絡

施設が破損している、粗大ごみが捨てられている、カラスの巣などを
発見した場合、公園指定管理者または市へ連絡願います。



（4）トイレの清掃（ご協力いただいた場合）

便器、床、天井、壁などの清掃

トイレットペーパー※の補充

※お支払の経費で対応願います。



(5) 上記以外の軽微な行為

枝払い、簡易な草刈、公園利用のマナー啓発などの軽微な行為については危険性が無い場合のみ対応願います。

5. 公園指定管理者や市で対応します。

以下は、公園管理者で対応します。

- (1) 壊れている遊具の修繕（専門業者による対応が必要なもの）
- (2) 木の剪定・伐採・草刈（作業に危険性があるもの）
- (3) 公園の春先の開放作業や冬期閉鎖前に行う水道施設の水落とし・冬囲い

6. 連絡先

江別市公園係 381-1045

公園指定管理者 江別環境整備事業協同組合※ 381-6622

※公園指定管理者とは？

公園管理において、市と同等の権限・責任を有し、民間事業者等のノウハウを活かしながら、公園管理の主体を担う者をいいます。

市は、指定管理者と連携を図り、公園環境の向上に努めております。

このため、指定管理者からもみなさまにご連絡を行う場合がありますことをご承知願います。

7. その他

(1) 美化活動のご提案について

近年、アダプト団体のみなさまから、清掃する公園の追加やベンチの塗装作業等、公園の美化活動のご提案をいただく場合があります。

市といたしましても、資材の支給等、できる限りのご協力をしたいと考えておりますので、公園美化の活動のご提案がありましたら、気軽にご相談ください。

(2) 各種公園の情報

◎江別市の公園のホームページ

<https://www.city.ebetsu.hokkaido.jp/life/1/8/40/>

市内公園の紹介、公園のマナー、公園の使用受付、よくあるご質問等



江別市の公園

検索

◎公園指定管理者のホームページ

[江別環境整備事業協同組合](https://www.ebetsukankyoku.jp/)

URL : <https://www.ebetsukankyoku.jp/>

(江別市建設部都市建設課公園係)

よくあるご質問（公園アダプトプログラム）

公園ではいろいろな事が起きる可能性があります。

よくあるご質問について、以下のとおり記しましたので参考にしてください。

不明な点がありましたら、お気軽に市または指定管理者にご相談願います。

1. 公園の清掃関連

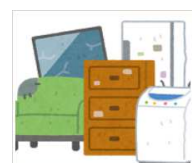
Q 1：落書きが消えない場合

A：ペンキや強力洗剤などを使わないと消せないものについては、指定管理者か市に連絡願います



Q 2：大型ごみが捨てられている。

A：自転車や大型ごみが放置されている場合には、指定管理者か市に連絡してください。



Q 3：動物の死体がある。

A：指定管理者、または市に連絡願います。

Q 4：拾った枝等が大量にある。

A：1箇所（または数箇所）にまとめ、指定管理者、または市に連絡願います。

2. 施設の破損関連

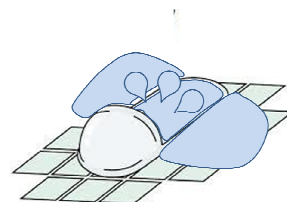
Q 5：遊具が壊れている。

Q 6：トイレのガラスが割れている。

Q 7：トイレが詰まっていて流れない。

A：至急、指定管理者、または市に連絡願います。

けがや事故につながる恐れがあるので、早急に専門業者で対応します。



Q 8：便器などが破損している。

A：使用できない場合は、使用禁止の貼紙などを行い、すぐに指定管理者、または市に連絡してください。

Q 9：水飲み台、トイレの水が出っ放し、漏水している。

A：蛇口を確認願います。

それでも止まらない場合は、すぐに指定管理者、または市に連絡願います。

Q10：照明灯が点灯していない。

A：指定管理者、または市に連絡願います。

単なる球切れの場合は、2．3日で修復します。



3. 迷惑行為

Q11：トイレトペーパーのいたずらが多い。

A：頻繁に続く場合は、取付けをやめて、様子を見てください。



Q12：自転車が何日も放置されている。

A：指定管理者、または市に連絡願います。

いつ頃から放置されているか、分かれば教えてください。



Q13：公園内に個人の所有物を置いている人がいる。

A：市に連絡願います。

公園は公共の場所なので、個人の所有物を置く場合は、特別な許可が必要です。

Q14：犬の放し飼いにより、利用者が怖がっている。

A：指定管理者、または市に連絡願います。

危険行為であるため、禁止しています。

地域の人々が注意を行うとトラブルになる可能性がありますので、市と指定管理者で対応を検討します。



4. 動物関係

Q15：ハチの巣がある。

A：至急、指定管理者、または市に連絡願います。

連絡の際、ハチの巣の場所を正確に教えてください。



Q16：カラスの巣がある。

Q17：木に大量の虫がいる。

A：指定管理者、または市に連絡願います。

なお、カラスを含む野生の鳥獣の捕獲等については、法律による許可が必要なので、直接行わないで下さい。

連絡の際、巣の場所等を正確に教えてください。



5. 利用者からの要望

Q18：公園清掃について、住民から苦情・要望があった。

A：可能なものは、できる限り対応をお願いします。

それ以外については市に連絡願います。市と指定管理者で対応を検討します。

Q19：清掃以外のことで公園を利用している人から、何らかの要望があった。

(「木を切してほしい」「犬のフンがひどいので看板をつけてほしい」など。)

A：要望の内容と要望した人の連絡先を確認の上、市に報告をお願いします。市と指定管理者で対応を検討します。